

第52回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和3年5月8日（土）15時30分～

場 所：県庁12階大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 飲食店への営業時間短縮の延長要請及び香川県営業時間短縮協力金について
4. 飲食店感染防止対策認証制度（仮称）創設に向けた抽出調査等について
5. その他

香川県の現状

【4/4～感染拡大防止集中対策期】

直近1週間の 累積新規感染者数	先週1週間の 累積新規感染者数
229人	136人

5月 累積新規感染者数 (5月7日現在)	4月 累積新規感染者数
229人	432人

指 標	5月7日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 24.0人 <直近1週間 (5/1～5/7) 229人 >
② 感染経路不明者数の割合	39.7% <①の 229人 のうち感染経路不明は 91人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.7 <先週1週間 4/24～4/30) 136人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療：確保病床の使用率)	51.7% <入院患者 108人 / 病床209床>
〃 (入院医療：入院率)	31.8% <入院患者 108人 / 療養者数 340人 >
〃 (重症者用病床：確保病床の使用率)	15.4% <重症患者 4人 / 病床26床>
⑤ 療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 35.6人 < 340人 [入院 108人、宿泊療養等 232人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	6.8% <陽性 229人 / 検査数 3372人 >

(参考) 国分科会提言 (R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージⅣ
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
50%以上	
—	
20%以上	50%以上
40%以下	25%以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5%以上	10%以上

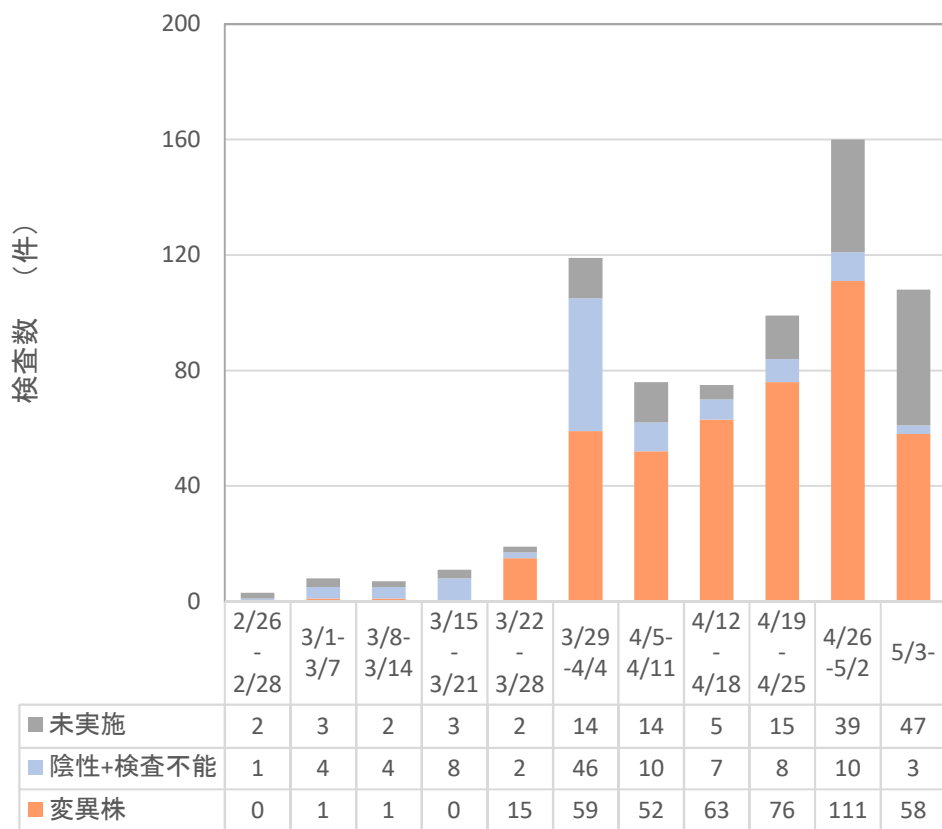
新型コロナウイルス感染症変異株の状況

○スクリーニング検査実績 (1月9日から5月7日まで)

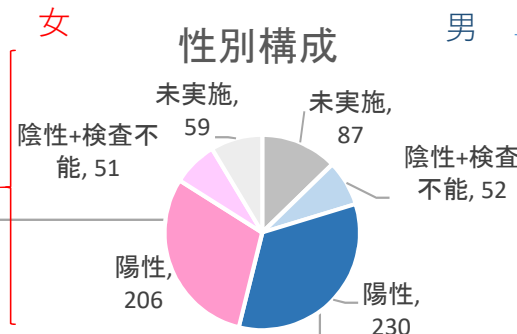
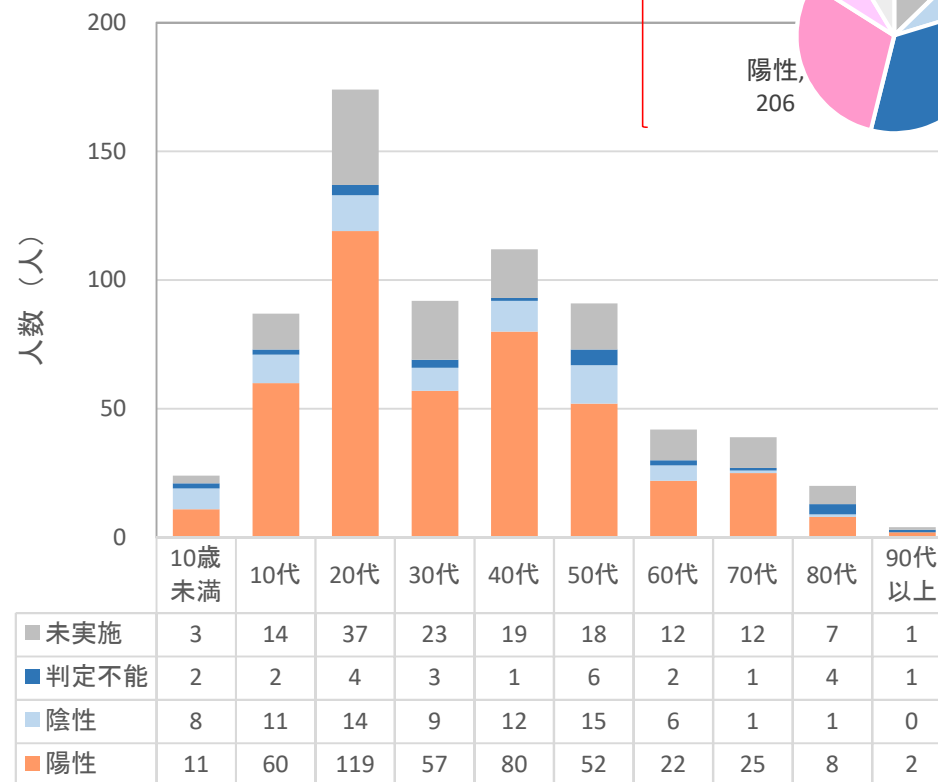
全期間 陽性者 1018件、実施数 738件(実施率 72.5%、変異株 435件 (58.9%)
 4月 陽性者 432件、実施数 360件(実施率 83.3%、変異株 310件 (86.1%)
 5月 陽性者 151件、実施数 90件(実施率 59.6%、変異株 84件 (93.3%)

発症ベース：R3.2.26～R3.5.6

スクリーニング検査実施状況



陽性者年齢構成



新型コロナウイルスワクチンの接種について

1 医療従事者向け優先接種

- 1) 対象者 約39,000人
- 2) 接種開始 3月8日
- 3) 接種場所 基本型 20施設 連携型 303施設 (4月30日現在)
- 4) 接種状況 約34,000回 (4月30日時点)
- 5) 配送状況 配送済み 58,890回分 (5月3日の週まで)
配送予定 19,890回分 (最終配送予定 5月10日の週)

※4月までの配送量に対する接種率は約70.3%

2 高齢者向け優先接種

- 1) 対象者 約297,000人 (65歳以上人口 ※令和元年10月)
- 2) 接種開始 4月12日
- 3) 接種場所 集団接種 (特設会場)、個別接種 (医療機関)
- 4) 接種状況 約6,400回 (4月30日時点)
- 5) 配送状況 配送済み 74,100回分 (5月3日の週まで)
配送予定 175,500回分 (5月10日の週~5月17日の週)

※国は6月中に全高齢者の2回分を配分し、7月末までに接種を終える方針

知事から「緊急事態対策期」における県民の皆さまへのお願い ～本県の独自の「香川県コロナ非常事態宣言」における集中対策について～

本県では、4月4日からの「感染拡大防止集中対策期」を5月15日まで延長し、県内における不要不急の外出、他の都道府県との不要不急の往来について慎重に検討することや、「三つの密」の回避など基本的な感染対策を徹底すること、大人数での会食や飲み会を避けることなどについて協力を要請し、県民の皆さまお一人お一人による感染防止対策の徹底を基本として、取組みの徹底を図り、県民の皆さまに様々なご負担をおかけしました。

また、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、年度初めで会食の機会が増える4月7日から20日まで、そして人の動きが活発化するゴールデンウィークの4月28日から5月11日までの集中対策として、飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請を行い、多くの飲食事業者の皆さまにご協力をいただいていたところでした。

しかしながら、本県においても、感染・伝播性が高いと見られる変異株の占める割合が急激に高まり、猛威を振るっており、ゴールデンウィークが明けた5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続して過去最高を更新するなど感染が急激に拡大しており、昨日までの直近1週間の累積新規感染者数が229人となりました。さらに、病床のひっ迫具合を示す病床使用率についても51.7%と、国のステージⅣの目安50%を超える事態となりました。

このような状況から判断すると、今まさに「感染急拡大」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、今回、さらに対策期を移行し、最大限の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、本日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、香川県対処方針に基づき、明日、5月9日（日）から31日（月）まで、「緊急事態対策期」に移行いたします。

この、「香川県コロナ非常事態宣言」においては、変異株の影響による本県の感染拡大の状況等を踏まえ、人と人との接触の機会を避けること、感染拡大の未然防止に向けた検査体制の充実を図ること、感染症に強い地域社会経済をつくっていくこと、などにこれまで以上に力点を置いた集中対策を講じることといたします。

具体的には、現在行っている飲食店に対する営業時間の短縮の協力要請について、事業者の皆さま、また、利用者の皆さまには、大変心苦しく誠に申し訳ありませんが、現在21時までとしている営業時間を20時までと1時間繰り上げたうえで、5月31日（月）まで期間を延長するよう要請いたします。なお、これまで通り、延長期間の全期間を通じて要請にご協力いただいた飲食店には、国からの通知に基づく協力金を、前回同様、売上高等に応じて支払うとともに、これに加え、支払額の1割を県独自に支払います。

また、人流の抑制を図り、人と人との接触機会を減らす観点から、県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の臨時休園・休館を継続いたします。また、百貨店や映画館などの大規模施設等への対応については、今後、検討いたします。

このほか、感染拡大を未然に防止する観点から、介護施設や高齢者のいる障害者施設等の従事者を対象にしたPCR検査の再度の実施や、飲食店の従業員を対象にしたPCR検査の一層の推進を図るとともに、県立学校の部活動については、ゴールデンウィーク期間中と同様、練習試合や合同練習など、他校との交流を停止することといたします。

こうした社会経済活動の制限のご協力を長期間にわたってお願いすることは、本来、望ましいことではないと考えており、今後も感染状況を注視しながら、対策の実施、継続等について、慎重に判断してまいるとともに、「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を導入するなど、感染症に強い地域社会経済の構築にも注力してまいります。

全国的に感染拡大傾向、高止まり傾向が続く中でも、本県の感染拡大を抑制して、通常の医療に大きな影響が生じるようなことがないようにするため、この時期の一人お一人の行動が非常に大事となりますので、改めて、県民の皆さまにお願いいたします。

- ・ 日中を含めた不要不急の外出や移動は自粛を。
(生活上必要なものの買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。)
- ・ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は、厳に控えて。

私としましては、ワクチン接種の円滑な実施等により早期の効果が得られ、一日も早く社会経済が回復するよう、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年5月8日

香川県知事 浜田 恵 造

香川県コロナ非常事態宣言に伴う集中対策（概要）

○ 香川県対処方針の対策期を「緊急事態対策期」に移行

対象期間 5月9日（日）～31日（月）

○ 県民への要請

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛
- ・ 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請

○ 事業者への要請

- ・ 飲食店に対する営業時間短縮の期間延長・強化

下記対象期間を通じてご協力いただいた飲食店に前回と同様、売上高に応じて協力金をお支払い。これに加え、支給額の1割を県独自に支援。

地 域 全県域

期 間 5月12日（水）～31日（月）

時 間 午前5時から午後8時までとすること

酒類提供は午後7時までとすること

感染防止対策の徹底を呼びかける巡回とあわせて、時短要請対象店舗の理解のもと、検査容器を配布し、当該店舗の従業員を対象に実施するPCR検査を促進（申込期間：5月12日（水）～31日（月））

- ・ 介護施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 高齢者のいる障害者施設等の設置者に対して、当該施設従事者を対象に実施する一斉PCR検査の受検について協力の再要請
（申込期間：5月17日（月）～28日（金））
- ・ 大規模施設等への協力要請について、今後、検討

- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の臨時休園・休館の継続
（5月10日（月）～31日（月））

栗林公園、さぬきこどもの国、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、
瀬戸内海歴史民俗資料館、瀬戸大橋記念館

- その他

- ・ 県立学校の部活動の他校との交流停止

（練習試合・合同練習等）（県内・県外ともに）

（停止期間の延長：5月10日（月）～31日（月））

- ・ 飲食店感染防止対策認証制度（仮称）創設に向けた抽出調査等を実施

（5月12日（水）頃～）

飲食店への営業時間短縮の延長要請

資料 3 - 1

1 実施期間(延長期間)

令和3年5月12日(水)午前0時

～ 5月31日(月)午後12時

2 対象区域

県内全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、
食品衛生法に基づく営業許可を得て、
店舗を有し、
飲食店又は喫茶店の営業を行う
法人又は個人事業主

- ✓ 小売りを営業主体とする場合や
テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請
- ・営業時間は、午前5時から午後8時までに限る
- ・酒類提供は、午後7時までに限る

飲食店を経営されている皆様には、3度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金（第3次）

資料3-2

<要件>

営業時間短縮要請の延長にあたり、「延長期間」を通して(※)

【令和3年5月12日(水)午前0時～5月31日(月)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から**午後8時まで**とすること
- ・酒類提供は、**午後7時まで**とすること

にご協力いただいた飲食店

※定休日を除き、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払いの要件を満たしませんのでご注意ください。

※深夜営業をされている店舗について、5月12日(水)午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払いの要件を満たしません。

※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。

●支払い額

〔中小企業〕

前年度又は前々年度の1日当たりの**売上高**に応じて
2万5千円～7万5千円/日

- ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
→ 一律2万5千円/日を支払い
- ・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
→ 1日当たりの売上高×0.3（上限7万5千円/日）

〔大企業〕※中小企業においてもこの方式を選択可

前年度又は前々年度からの1日当たりの**売上高の減少額**の4割

- ・上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の
1日当たり売上高×0.3 のいずれか低い額

〔第3次協力金限定〕

上記に加え、**支払い額の1割**を県独自に支援

※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。

※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

営業時間短縮協力金コールセンターにおける問い合わせの状況

4月5日（月）から5月7日（金）までの問い合わせ件数

4,061件

県内飲食店への営業時間短縮の再要請を踏まえた巡回の実施状況

4月28日（水）から5月7日（金）までの巡回

（要請内容の実施状況の把握）

巡回人数：138人

巡回店舗数：4,490店

4月29日（木）から5月5日（水）までの観光地・集客施設
周辺の飲食店に対する感染防止対策徹底の呼びかけ

（GWにおける集中対策）

人数：34人

呼びかけ店舗数：643店

令和3年5月8日

飲食店感染防止対策認証制度（仮称）創設に向けた 抽出調査等について

1 認証制度の概要

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や他県の取組み、業種別ガイドラインなどを参考にして認証基準を策定し、現地調査等を通じ、当該基準を満たすことが確認できた飲食店を県が認証しようとする制度を創設するとともに、認証取得に必要な経費を支援するもの。

2 認証制度創設に向けた抽出調査等

認証制度創設に向けて、より多くの飲食店事業者に感染防止対策の認証を取得してもらうため、専門家や各業界団体に意見を伺うとともに、店舗において抽出調査を行う。

(1) 専門家や各業界団体等への意見聴取

感染症対策に詳しい医療関係者のほか、香川県飲食業の同業組合や指導センター等に対し、認証基準に関する意見聴取を行う。

(2) 店舗における抽出調査

飲食店の業態、施設規模ごとに、実際の店舗における感染症対策の状況について調査を行う。

3 当面のスケジュール（予定）

5月12日頃～ 抽出調査等（専門家ヒアリング等）

7月頃 運用開始予定

令和3年5月8日
経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

飲食店への営業時間短縮の要請延長と併せて、令和3年5月12日（水）から5月31日（月）までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後8時から午後12時までの時間帯について、Go To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととします。



令和3年5月8日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤル 087-832-3361
087-831-1111（内線 3512）

「うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

県民の皆様を対象に県内宿泊分を助成する「うどん県泊まってかがわ割」については、「緊急事態対策期」への移行に伴い、5月16日から5月31日までの間、新規予約の受付を停止します。

また、既存予約については、5月17日から5月31日までの宿泊助成の適用を停止します。

1 取扱いの一部変更について

(1) 新規予約

- ・令和3年5月15日（土）までの宿泊に係る新規予約の受付を停止している「うどん県泊まってかがわ割」については、5月16日（日）から5月31日（月）宿泊分（6月1日（火）チェックアウト分）までの新規予約について、受付を停止します。

(2) 既存予約

- ・令和3年5月16日（日）宿泊分までは宿泊助成を適用しますが、5月17日（月）から5月31日（月）宿泊分まで、宿泊助成の適用を停止します。
(連泊の場合、5月16日宿泊分までを適用します。)

(3) キャンセル料

- ・本日から5月16日（日）までに発生したキャンセル料については、県が旅行会社に支援します。（上限7,000円／泊）

2 問合せ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6（JTB高松ビル4階）

営業時間：平日10:00~17:00（土日祝は休み）

公式HP：<https://www.kagawa-wari.com/>



緊急事態

対策期

最大限の感染予防を

緊急事態対策期

パネル②

香川県コロナ 非常事態宣言

< 5月31日まで >

香川県コロナ 非常事態宣言

パネル③

県民の皆さまへのお願い

- ・ 日中も含め、不要不急の外出や移動を避けて
(生活上必要な買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。)
- ・ 時短要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えて